

平成31年2月22日

野村の未来を守る会

代表 和氣數男 様

国土交通省四国地方整備局

野村ダム管理所長

平成31年2月13日付けの公開質問状につきまして、別紙のとおり回答いたします。
ご査収ください。

野村の未来を守る会からの質問状に対する回答

平成31年2月13日付けのご質問について、以下のとおり回答します。

1. 平成30年8月の住民説明会において、「利水容量を洪水調節容量に活用することについて、洪水が想定される毎に、各利水者に事前の了解を得ていた。」と説明しているが、平成30年7月豪雨時にはどの利水者と協議し、いつ(月日)の時点で、350万m³の空き容量を確保しておいたのか。また、その容量となった根拠・理由は何か。
3. 7月豪雨時には、1の事前放流を行ったのか。行ったとすれば、いつ(日時)から、どれほどの容量を事前放流したのか。

(1及び3の回答)

野村ダムは、洪水調節容量として350万立方メートル、灌漑や上水道の利水容量として920万立方メートルを有する多目的ダムです。

平成30年7月豪雨を迎えるにあたり、気象庁、気象会社等からの各種情報により大きな雨が予測されていたことから、少しでも洪水調節に活用できる容量の増大を図るため、四国地方整備局とも相談の上、利水容量(灌漑)の所有権を持つ農林水産省中国四国農政局及び南予用土地改良区連合、利水容量(上水道)の所有権を持つ南予水道企業団に利水容量内の水をダムから放流する了承を得て、野村ダム操作規則の第22条第1項第3号に基づき、事前放流を実施したものです。

なお、7月5日9時30分から事前放流を開始し、7月6日時点で、野村ダムの洪水調節容量350万立方メートルに加えて、250万立方メートルを確保したものです。

2. 野村ダム操作規則には、1の事前放流に関する記述がない。事前放流が導入された時点で、なぜ600万m³の操作規則に変更を行わなかったのか。また、事前放流はいつ(年月日)から行うようになったか。

(2の回答)

野村ダムでは、計画規模を超える洪水等においても洪水調節機能を発揮させることを目的として事前放流を実施しています。野村ダムで最初に事前放流を行ったのは、平成17年9月6日の台風14号時であり、実施にあたっては農林水産省中国四国農政局、南予用土地改良区連合及び南予水道企業団と協議を行い、約28万立方メートルの事前放流を実施しました。

4. 野村ダム操作規則には、洪水調節容量の使用割合を水位に置き換えて記述されているが、7月豪雨時には、容量と水位のどちらを重視して操作したのか。また、その理由は何か。
5. 7月7日2:30の時点で「防水操作は不可避」となっているのに、5:50まで300立方メートルを流し続け、6:20分に異常洪水時防災操作に移っている。防災操作は徐々に流入量に近づけることになっており、それを守っていれば急激な大洪水は避けられたはずである。そうしなかったのはなぜか。

(4及び5の回答)

平成30年7月豪雨の際、野村ダムにおいては、野村ダム操作規則等に則り、貯水池の水位に基づき、異常洪水時防災操作を含む操作を行いました。なお、異常洪水時防災操作は、野村ダム操作規則第17条に則って実施し、異常洪水時防災操作移行後も洪水調節容量を最大限活用するように放流量を流入量に近づけたものであり、ダム操作が被害を拡大させたものではありません。

6. 野村ダム操作規則には、放流量について、「流入量に相当する量を超えてはならない。」とあるが、操作記録を見ると、流入量を超えた放流（最大で 175.98 m³/s）が何度か記録されている。これは、どういうことか。

（6の回答）

野村ダム操作記録にある流入量、放流量、貯水量などのデータは、ダム管理用制御処理設備に記録されたものをそのまま転記したものです。

7. 7月4日10:05の野村支所長へのホットライン連絡では、「最悪の事態を想定した対応を」と要望しているが、こういった事態を考えていたのか。またそれを、支所長にどう具体的に伝えたのか。

（7の回答）

7月5日10時5分に野村ダム管理所長から西予市野村支所長に「昨日に続き大雨のおそれ。越流のおそれもあるので、最悪の事態を想定して対応をお願いします。」ことを電話でお伝えしました。

8. 操作規則には、「関係機関に通知」し、「一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。」とされている。7月7日の「異常洪水時防災操作」時、ダム管理所においては、一般に周知するためのどのような対応を執ったのか。また、住民の避難状況について、どのような確認作業を行ったのか。

（8の回答）

野村ダム操作規則では、一般に対する周知は警報車による警報及び野村ダム管理所や警報所のサイレン吹鳴等によるものとしています。

平成30年7月豪雨時には、野村ダム管理所長から西予市野村支所長へ数次にわたり電話で現状や予測等を伝えるとともに、一般への周知は、7月7日5時15分から順次、野村ダム管理所及び下流の警報所のサイレン、スピーカー及び電光表示板、また、警報車に設置したスピーカーで周知を行っています。

9. 7月11日、四国地方整備局の長尾河川調査官は「ダムは、避難活動にも貢献している。」と発言し、「とりまとめ」にも「放流開始を遅らせる効果があった。」と記述されている。しかし、計画的な放流を怠り、一気に安全量の6倍もの放流を行ったダムは、被害を大きくしたとしか言えないはずだ。調査官の発言や「とりまとめ」記述の根拠を、明確に示せ。

（9の回答）

7月11日の説明会においては、「ダムの容量は無限ではなく、限りがあります。降水量が甚大で今回のように長期化すれば、満水に近づいてくるので、だんだん調節できる量が少なくなってきます。最終的には流入量とほぼ同じような量を流すようになります。この操作を異常洪水時防災操作とっております。この操作でもダムにより流量が大きくなることはありませんので、当然、被害を拡大するといったことはありません。それどころか、そこに至る前に洪水調節によって、下流の水位を下げておりますので、その後も余力が少なくなりながらも、洪水調節を継続することで洪水の被害を軽減することになります。これらの操作については、操作規則、関係機関も合意した操作規則に基づくもので、ダムの安全性はあらかじめ十分確保されていますので、一部に誤解があるような、ダムの決壊を防ぐために異常洪水時防災操作を行っているわけではなく、流域の安全を確保するための操作です。今回、野村ダムの下流で大きな被害が発生した直接の原因は大規模な計画を上回るような豪雨があったということです。流入量が増加していく中でも下流への流下量が小さいものですから、避難をする時間を確保することにも役立っています。また、ダムはピーク流量を減少させているだけでなく、流量をコントロールしながら、関係機関へ情報提供できるというような役割を果たしておりますので、避難活動にも大きく貢献しています。」と説明させていただいたものです。

また、検証等の場のとりまとめにおいては、「野村ダムでは、ダムがない場合と比較して、下流の無堤地区である菅田地区が浸水を開始するダム換算流下量（放流量）である 300m³/s 以上の

放流開始を約 4 時間、ダム直下の河道流下能力を超えるダム流下量（放流量）である 1,000m³/s の放流開始を約 40 分遅らせる効果があったと推測される。」と記載しています。

このように、質問の「計画的な放流を怠り、一気に安全量の 6 倍もの放流を行ったダムは被害を大きくした」との事実はありません。